

令和8年度（2026年度） 熊本港フェスティバル企画運営業務委託  
公募型企画コンペ実施要領

1. 企画提案方式に付する事項

(1) 業務委託名

令和8年度（2026年度）熊本港フェスティバル企画運営業務委託

(2) 目的及び概要

広く市民が海へ親しむ機会を設け、人流・物流そして防災の拠点港としての熊本港をPRし、周辺地域や関係団体との連携強化を図りながら、魅力あるみなとまちづくりに貢献する。

※詳細は仕様書を参照のこと。

(3) 催事名

熊本港フェスティバル2026

(4) 履行場所

熊本市西区新港1丁目（熊本港内）地内

(5) 催事開催日

令和8年（2026年）11月1日（日曜）

(6) 履行期間

契約日から令和8年（2026年）12月15日（火）まで

(7) 提案上限額

2,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は無効とする。

2. 担当部局

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

みなとオアシスクまもと運営協議会事務局（熊本市交通企画課内）

電話096-328-2510（直通）

3. 企画提案方式参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として、第1分類「催事関係業務」、第2分類「企画・運営業務」での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生

手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号の規定に該当しないこと。(資格審査要綱に基づき熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出した際の「役員等名簿及び照会承諾書」に記載した役員等に変更があった場合は、「参加資格申請内容変更届」を市に提出していること。)
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱(平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 業として本件企画提案に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (7) 熊本市内に本店又は営業所等を有する者であること。
- (8) 平成28年度(2016年度)以降に履行が完了した、同種業務(イベント企画・運營業務)の実績を有すること。
- (9) 本件コンペに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。本件コンペに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(5)の要件を全て満たす者であること。

#### 4. 申請手続等

##### (1) 申請書・仕様書等の交付期間及び方法

- ・ 令和8年(2026年)6月24日(水)から  
令和8年(2026年)7月6日(月)まで
- ・ 熊本市ホームページにて掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する。(担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)
- ・ 郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。
- ・ 担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで
- ・ 熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

##### (2) 申請書等の提出方法

企画提案に参加を希望する場合は、参加申請手続きに要する関係書類(様式第1号、第2号)(以下「申請書等」と総称する。)に、必要事項を記入のうえ、以下の期間に2の担当部局に提出し、参加資格の有無について会長の確認を受けなければならない。提出方法については次によるものとする。

###### ア 提出書類

(ア) 企画提案参加申請書(様式第1号)

(イ) 企画提案参加資格審査調書（様式第2号）

(ウ) 過去の実績が証明できるもの（契約書[相手方は問わない]の写し等）。同種業務の実績は、平成28年度（2016年度）以降に実施し、参加表明書等提出日までに履行が完了したものに限る。

イ 提出方法

持参、郵送又は電送（電子メール）により提出すること。

また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。電送（電子メール）により提出する場合は、提出期限までに着信確認を行うこと。

(ア) 持参の場合

2の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

みなとオアシスクまもと運営協議会事務局

（熊本市都市建設局交通政策部交通企画課）宛

また、封筒の表面に申請する「業務委託名」及び「参加表明書在中」を明記すること。

ウ 提出期限 令和8年（2026年）7月6日（月）午後5時必着のこと。

また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

エ 提出部数 1部とする

オ 提出先 2の担当部局

カ 留意事項 様式については、申請書等の提出日時点において記載すること。

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認については申請書等の提出期限日を持って行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面及び電話連絡により通知する。

5. 参加資格がないと認めたものに対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に、みなとオアシスクまもと運営協議会会長（以下「会長」という。）に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求められることができる。

(2) 会長は、説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

6. 仕様書等に対する質問

(1) 書面(様式は自由)により持参、電子メールにて提出すること。ただし、電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。

ア 受付期間・時間

令和8年(2026年)6月22日(月)から

令和8年(2026年)7月6日(月)まで

の午前9時から午後5時まで

イ 提出先

2の担当部局

メールアドレス:koutukikaku@city.kumamoto.lg.jp

(2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。(なお、熊本市ホームページにも掲載する。)

ア 閲覧期間

令和8年(2026年)7月6日(月)までに開始し、

令和8年(2026年)7月14日(火)までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

## 7. 企画提案等

(1) 「4.(3)」の通知により企画提案参加資格があると確認された者は、本要領及び仕様書に従い、企画提案書及び参考見積書を下記期限までに提出すること。

ア 企画提案提出期限

令和8年(2026年)7月14日(火)午後5時まで

イ 受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

ウ 提出部数 10部(内1部は社名入り、他は社名は伏せる)

※企画提案書の内容を記録したCDを1枚添付すること。

※参考見積書については正1部のみ契約権限受任者印を押印し、残りの9部は複写可とする。

エ 提出先 2の担当部局

オ 提出方法 企画提案書を持参することとし、郵送及び電送(電子メール等)によるものは認めない。

(2) 企画提案審査委員会を以下のとおり実施するので、提案書を提出した者は参加し、プレゼンテーションを行うこと。なお、プレゼンテーションの時間は各社15分以内とし、その後5分程度の質疑応答を行う。また、企画提案の順番は企画提案書の提出順とし、時間については都度連絡するものとする。

ア 実施予定日

令和8年(2026年)7月21日(火)

## イ 場所

熊本港フェリーターミナル 熊本港管理事務所 2F 会議室

(熊本県熊本市西区新港 1 丁目 1)

- (3) 審査委員会で企画提案審査基準に基づく審査のうえ契約候補者を決定し、企画提案者に対して審査の結果を通知する。
- (4) 提案書等に関するヒアリングは、審査基準に示す評価項目に対して実施するものである。
- (5) ヒアリング時の説明に際しては、提出した提案書等のみを使用することとし、ヒアリング時の追加資料は受理しない。
- (6) ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、この企画コンペは無効とする。ただし、悪天候、出席予定者の事故等会長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、企画コンペ手続に支障のない範囲内でヒアリングを実施できるときは、再度協議会会長が指示した日時にヒアリングを行うものとし、企画コンペ手続に支障のない範囲内でヒアリング等を行うことが困難であると認められるときは、この企画コンペ参加者のヒアリング実施項目は、全て 0 点として取り扱うものとする。

## 8. 企画提案に参加するものが 1 者である場合の措置

企画提案に参加する者が 1 者である場合は、再度公告し、申請書等の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

なお、再度公告し、企画提案に参加するものが 1 者以上あった場合、審査を実施する。

## 9. 企画コンペ審査結果の公表に関する事項

契約候補者を決定した場合は、2 の担当部局での閲覧及び熊本市ホームページにより次の事項を公表するものとする。

- (1) 提案者の商号又は名称（ただし、提案者が 2 者であった場合は、契約候補者の商号又は名称のみ表示）
- (2) 提案者（契約候補者のみ商号又は名称を表示）の評価点

## 10. 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 契約候補者とならなかった者は、契約候補者の公表を行った日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、会長に対して契約候補者として選定されなかった理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 会長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 1 1. 仕様の詳細に係る協議

- (1) 本業務委託に係る仕様の詳細については、契約候補者の提案書に記載された提案内容をもとに、契約候補者と協議を行い、みなとオアシスクまもと運営協議会（以下「協議会」という。）にて決定するものとする。  
この場合において、提案書に記載した提案内容について、契約候補者からの変更は原則として認めないものとする。ただし、協議会に不利にならない変更であって、企画コンペ方式の審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものとして協議会が認めるものについては、この限りではない。
- (2) 契約候補者と協議が調わなかった場合は、契約次点候補者を新たな契約候補者として仕様の詳細について協議を行うものとする。この場合における当該契約次点候補者の提案内容の取扱いについても1 2 (1)と同様とする。
- (3) 契約候補者と協議が調った場合は、契約候補者は当該仕様に基づき、見積書を提出するものとし、予定価格の制限の範囲内で協議会と契約を締結するものとする。

## 1 2. その他の留意事項

### (1) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号）第22条の定めるところにより、契約候補者は、契約金額（単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合では、契約保証金を免除とする。

- ア 保険会社との間に協議会を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
- イ 契約候補者から委託を受けた保険会社と協議会が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
- ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

### (2) 契約書（案）

熊本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

- (3) 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は企画提案参加者として認められないものとする。
- (4) 申請書等及び企画提案書等の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された申請書等及び企画提案書等は、返却しない。

- (6) 提出された申請書等及び企画提案書等は、企画提案参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (7) 提出期限後における申請書等及び企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、企画提案参加資格の取消し、業者選定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるものとする。
- (9) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合は、参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に、会長に対して参加資格がないと認めた理由を、書面により説明を求めることができる。
- (10) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が3に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (11) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること（消せるボールペンは不可）。
- (12) 提案時に提出された見積額は、本業務の提案上限額以内で業務を実施できるか判断するためのものであり、契約金額とは異なる。